

放射線撮影等の適正な評価

骨子【Ⅲ－８（４）】

第１ 基本的な考え方

64列以上のマルチスライス型CT及び3テスラ以上のMRIといった高性能の診断装置について、適正かつ効率的な利用を促進する観点から、新たに施設共同利用での撮影を評価することとする。

また、ポジトロン断層撮影の施設共同利用率の要件については、現在の共同利用の状況を鑑み、さらなる共同利用の推進を図る観点から要件の見直しを行う。

第２ 具体的な内容

1. 64列以上のマルチスライス型CT及び3テスラ以上のMRIについて、共同利用による撮影を行った場合及び施設共同利用率が10%以上の基準を満たす保険医療機関において撮影を行った場合に評価を行うとともに、その他の撮影の評価の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【コンピューター断層撮影】</p> <p>CT撮影</p> <p>イ 64列以上のマルチスライス型の機器の場合 1,000点 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 16列以上 64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点</p> <p>ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合</p>	<p>【コンピューター断層撮影】</p> <p>CT撮影</p> <p>イ 64列以上のマルチスライス型の機器の場合 (1) 施設共同利用において行われる場合 1,020点(新) (2) その他の場合1,000点(新)</p> <p>ロ 16列以上 64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点</p> <p>ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合</p>

770点	750点
ニ イ、ロ、ハ以外の場合	ニ イ、ロ、ハ以外の場合
580点	560点
【磁気共鳴コンピューター断層撮影】	【磁気共鳴コンピューター断層撮影】
1. 3テスラ以上の機器による場合	1. 3テスラ以上の機器による場合
1,600点	
<u>(新設)</u>	<u>イ 施設共同利用において行われ</u>
	<u>る場合</u> 1,620点(新)
<u>(新設)</u>	<u>ロ その他の場合</u> 1,600点(新)
2. 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合	2. 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合
1,330点	1,330点
3. 1、2以外の場合	3. 1、2以外の場合
920点	900点

2. ポジトロン撮影等について、施設共同利用率の要件を厳格化する。

現 行	改定案
【ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影】	【ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影】
当該撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、100分の20以上であること。	当該撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、100分の30以上であること。

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日に施設共同利用率の要件を満たしている保険医療機関については、平成 29 年 3 月 31 日までの間、当該要件を満たしているものとする。